事務所通信　No.297　令和２年７月１日

社会保険労務士法人
新潟県新発田市新富町１丁目５番９号　篠田パートナーズ事務所　☎0254-22-5649(代)

◈雇用調整助成金◈

～ 受給額の上限が引き上げられました ～

厚生労働省は令和2年6月12日付で雇用調整助成金の受給額引き上げを発表しました。



①受給額の上限引き上げ

1人あたり日額8,330円⇒ 15,000円

＊企業規模にかかわらず、全事業主に適用されます。

②解雇等せず雇用の維持に努めた中小企業への助成率を10/10（100%）に拡充

●令和2年4月1日から9月30日までの期間を1日でも含む判定基礎期間が対象です

●すでに受給した方・申請済の方にも4/1に遡り適用されます

●緊急雇用安定助成金も対象です



追加支給について

すでに支給申請を行った場合は以下の取扱いとなります。

◎追加支給の**手続きは「不要」**です

◎**差額（追加支給分）も含めて支給**されます

＊すでに支給決定された事業主の方は7月以降順次差額が支払われます

過去の休業手当を見直し（増額）する場合

すでに支給申請を行ったが過去の休業手当を見直し（増額）のうえ、従業員に追加で休業手当を支給する場合は以下の取扱いとなります。

◎追加支給の**手続きが「必要」**です

◎令和2年9月30日までに次の書類を提出しなければなりません

■再申請書/支給要件確認申立書/支給決定通知書の写し/増額した休業手当・賃金額が分かる書類など



❖年金制度改正法成立❖

令和2年5月29日、年金制度改正法が成立しましたので一部概要をお知らせ致します。



【施行日：令和4年4月】

❶在職老齢年金制度の見直し

60歳～64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、年金の支給が停止される基準が見直されました。

【現行】

支給停止基準額・・・28万円



【見直し内容】

支給停止基準額・・・47万円

＊65歳以上の在職老齢厚生年金制度と同じ47万円に合わせます。この制度の導入により、毎月の給与等と年金月額を合わせ47万円を超えなければ年金は減額されません。



❷在職定時改定の導入

65歳以上の在職中の老齢厚生年金受給者について、年金額を毎年10月に改定することになりました。



【現行】

65歳以降積み立てた年金額は、退職時または70歳まで年金額に反映されません。

【見直し内容】

毎年10月に年金額が改定されます。退職時または70歳を待たずに改定することで、就労を継続したことの効果を早期に年金額に反映されます。

❸受給開始時期の選択肢の拡大

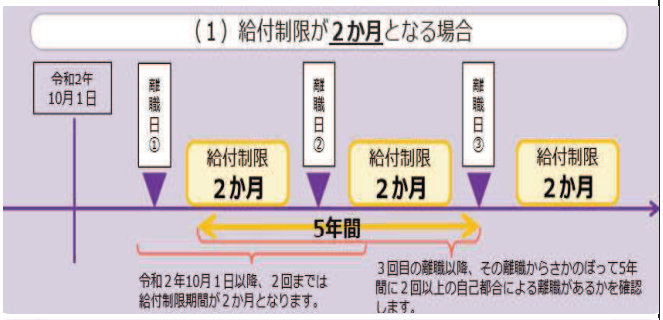
原則65歳から支給される年金を希望すれば60歳～70歳の間で受給開始年齢を選択出来ますが、上限年齢を75歳まで引き上げます。

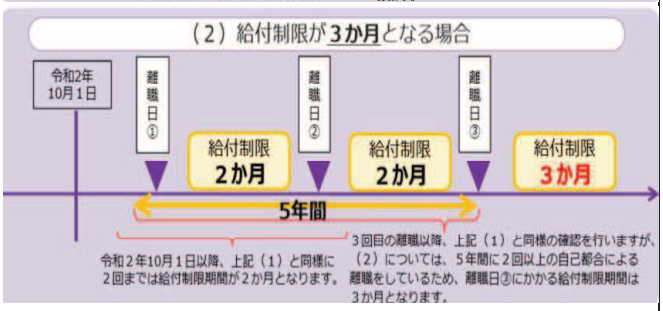
■失業保険　給付制限期間の変更

令和2年10月1日以降に離職した場合は、正当な理由がない自己都合による退職でも5年間のうち2回までは給付制限が2か月となります。

＊令和2年9月30日までに自己都合により退職した場合は、給付制限期間が3か月です。

＊自己の責めに帰すべき重大な理由で退職した場合の給付制限はこれまで通り3か月です。





■失業保険　被保険者期間の変更

令和2年8月1日以降、失業給付の支給を受けるための被保険者期間算入方法が変わります。

【改正前】

離職日から1か月ごとに区切っていた期間に、賃金支払の基礎となる日数が11日以上ある月を1か月と計算。

しかし、週の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、雇用見込み期間が31日以上であるという雇用保険被保険者となる要件を満たしながらも、賃金支払の基礎となった日数が11日に満たないことにより、被保険者期間に算入されない期間があるため、日数だけでなく労働時間による基準も補完的に設定するよう見直しをします。

【改正後】

離職日から1か月ごとに区切っていた期間に、賃金支払の基礎となる日数が11日以上ある月、**または、賃金支払の基礎となった労働時間数が80時間以上ある月**を1か月として計算。

お知らせ



◈エイジフレンドリー補助金

【補助金申請期間：令和2年6月12日～10月末日】

❶対象となる事業主

・60歳以上の労働者を常時1名雇用している

・中小企業の事業主である

・労働保険及び社会保険に加入している

❷補助金額

補助対象：高年齢労働者（60歳以上）のための職場環境改善に要した費用

補助額　：1/2

上限額　：100万円（消費税を含む）



❸対象となる職場環境改善例

・通路の段差の解消（スロープの設置等）

・床や通路の滑り防止対策（防滑素材の採用、防滑靴の支給）

・重量物搬送機器、リフトの導入

＊高年齢者の安全衛生確保に寄与するか事前に改善計画を提出し、審査に通ったうえで対策を実施します。

◈新規高等学校卒業者の採用選考期日

令和3年3月卒業の新規学卒者採用選考期日は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け全国の高等学校で臨時休業があったため、就職準備期間が短くなるなどの影響を踏まえ下記に変更されました。



・学校への求人申込及び学校訪問開始日

・・・・7月1日　＊変更なし

・企業への生徒の応募書類提出開始日

・・・・10月5日　＊変更前は9月5日

・選考開始及び採用内定開始日

・・・・・10月16日　＊変更前は9月16日

例年と異なる状況にある中、今後も様々な変更等が予測されます。日程などにご注意下さい。

■ 拾い読みの読書

伸びる子供は〇〇がすごい

著　者／ 榎本博明

出版社／ 日経プレミアシリーズ　850 円＋税

ＡＩ時代、勉強ができても、生き残れない。

12歳までに身につけたい「社会で成功するための能力」とは

P4 ヘックマンは、小学校に入る前の教育がその後の人生を大きく左右することを実証して見せたしかも、就学前教育で特に重要なのは、ＩＱのような認知能力、いわゆる知的な能力を高めるよりも、忍耐力や感情コントロール力、共感力、やる気などの非認知能力を高めることを見出した。

P48 ほめて育てれば自己肯定感が高まると言われてきたが実際は低下の一途をたどっており、傷つきやすい若者、我慢できない若者、頑張れない若者が世にあふれるようになっている。欧米のように個と個が切り離され、義務を果たさない者や実力を発揮できない者は切り捨てられる厳しい社会でほめるのと、日本のように心理的一体感があり、相手を丸ごと受容する社会においてほめるのとでは意味が違ってくる、これからは子供の心を強く鍛え上げることが必要だ。

P144 子どもの非認知能力を高めようと思うなら、何より大事なのは、親が子どもとじっくりかかわることである。それによって・・愛着の絆が形成されてゆく。発達心理学では、乳幼児期の最も重要な課題は愛着の絆の形成だとみなされている。いつでも身近にいて守ってくれる親の存在を感じることで、子どもは落ち着いてものごとに取り組むことができる。

P147 親があまり先回りしすぎずに、子どもが失敗してもいいから自分で考えてものごとに取り組むような環境にすることが大切だ・・。

P157 「努力」をほめるられると、努力する姿勢に対する期待を裏切りたくないという思いが強まり・・・チャレンジしやすくなる。

★パワハラ防止措置が義務化！

6月1日より施行（ただし、中小事業主は、令和4年3月31までは努力義務）【労働施策総合推進法の改正】

●職場における「パワーハラスメント」とは、
①優越的な関係を背景とした言動であって、
②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより
③労働者の就業環境が害されるもので、①～③までの要素を全て満たすものをいいます。

●事業主のみならず労働者の責務として法律上明確化されました。

●事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません（義務）。

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

◆相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

◆職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

●相談等をした労働者への不利益取扱いの禁止

詳しくは、お問い合わせ下さい。

◎働きやすい職場環境を作りましょう。

ミニミニ・セミナーは、当分の間中止します。

■ 絵手紙通信



熊出（くまいで）という集落の路傍に、アザミが風に揺れて・・

事務所 e-mail ： sinoda2@niks.or.jp　　所長 e-mail ： srsinoda@niks.or.jp

最近の出来事から (297号)

■「新しい日常」 (R2.6.1)

▲２月下旬に発せられた新型コロナウイルス感染拡大防止のための「自粛要請」以降、手帳に書き込まれていた各種会合、セミナー、宴会・・・悉く中止となり、「巣ごもり」生活を続けている。

▲ここに来て全ての緊急事態宣言が解除にはなったが、新規患者数の減少よりも経済への影響を考慮しての薄氷を踏む思いの解除であろう。それ故に国は、第２波阻止に「新しい日常」を盛んに呼びかけているが、言われるまでもなく既にその生活に入っている。

▲本来であれば、日中は仕事をし、夜は会合と称して巷を徘徊し、偶にはぶらりと旅に出ていたことだろうに・・・。しかし、今は正に「ステイホーム」。その生活も僅か３ヶ月ですっかり板につき、順応性の高さに苦笑いである。

▲朝起きて、木の枝で待つスズメと水槽で口を開けるメダカ、金魚に餌をやり、１時間のウォーキングが日課。休日には気の向くままに陶芸、絵手紙、料理、庭の草取り、連休に鉢植えしたパプリカ、シシトウに水をやり、最近は一日一花、路傍の花を摘んでは自作の花瓶に投げ入れている。

▲夜は、欠かせない晩酌の後、酔い覚ましのウォーキング。帰って風呂に入り、そのまま自室で水割りを片手に読書。それも10時を回る頃に睡魔が到来、柔軟体操をして就寝する毎日だ。

▲本は、行き付けの書店の臨時休業で書棚の新田次郎「孤高の人」、今西錦司「そこに山がある」などを読み返し、消費拡大こそが経済発展の原動力、金は天下の回りものなどと金、時間、体力の浪費を重ねて来たことにふと疲労感を覚えた。

■　経世済民 (R2.6.17)



▲人から人へと感染が広がる新型コロナウイルスは世界中を恐怖に陥れ、都市封鎖、強制的な外出禁止措置や生活必需品以外の店舗閉鎖など強硬な措置をとった国もあるが、日本では外出自粛や休業を要請する緊急事態宣言が出された。

▲米国、ブラジル、ロシア等では第一波の感染拡大が治まる気配を見せず、一時より下火となった国々も第二波襲来に気を揉む中、各国で解除が加速している。これ以上人の動きを制限すると経済活動が滞り、国民の不満から、現統治者の否認、いや国家の混乱を恐れるからであろう。

▲「経済」の意味は、経世済民「世の中を治め、人民を救う」ことだといい、「人間の生活に必要な物を生産・分配・消費する行為についての一切の社会的関係。転じて、金銭のやりくり」と辞書にある。要は、その活動の停滞によりお金が回らない状況が長引けば、人は生活に困窮し、企業は倒産に至り、世が乱れることのリスクと国民の命を危険に晒すリスクを最大多数の最大幸福の秤に統治者の思惑を載せての危うい舵取りが続く。

▲県を跨ぐ不要不急の往来や外出自粛が叫ばれ、県内の温泉旅館でも宿泊者数の激減で休業に追い込まれたが、ここに来て地元経済の回復を目指して地元市町村や県は宿泊代補助の緊急支援を開始し、その効果が少し出始めているという。

▲我が家でも国の給付金は「地域経済の活性化」にと、人生最初で最後の大盤振る舞い。慣れない贅沢の緊張感に血糖値が上昇している。「佐賀のがばいばあちゃん」の「金持ちは大変と。いいものを食べたり、旅行に行ったり、忙しい。・・・ああ、貧乏でよかった。」が思い浮かんだ。